

議案第 52 号

平成30年度川西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

平成30年度川西市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為補正」による。

平成30年8月27日提出

川 西 市 長      大 塩      民 生

第1表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
住民情報システム再構築に係る経費	平成31年度～ 平成36年度	10,172

※平成31年度下半期以降については、消費税率の10%への改定による増額分を含んでいる。

債務負担行為で平成31年度以降にわたるものについての平成29年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	平成29年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国 支 出 金	県 地 方 債	その他	
住民情報システム再構築に係る経費	10,172			31~36	限度額				限度額

